

行政文書の廃棄に関する意見聴取について

1 今回意見を求める廃棄対象行政文書ファイルについて

- (1) 平成30年度実施の有識者による現物確認の積み残し分
平成28年度末までに保存期間が満了した行政文書ファイルのうち、有識者による現物確認を平成31年2月に実施した行政文書ファイル。

【廃棄対象行政文書ファイル数】

① 廃棄対象ファイル数	442
② ①のうち、有識者が廃棄相当としたファイル数	372
③ ①のうち、有識者が意見を付すなど保留したファイル数	66
④ ①のうち、有識者が、条件付きで廃棄可としたファイル数	4

- (2) 令和元年度実施の有識者による現物確認分
平成29年度末までに保存期間が満了した行政文書のうち、有識者による現物確認を令和元年度に実施した行政文書ファイル。

【廃棄対象行政文書ファイル数】

① 廃棄対象ファイル数	2,192
② ①のうち、有識者が廃棄相当としたファイル数	1,760
③ ①のうち、有識者が意見を付すなど保留したファイル数	383
④ ①のうち、有識者が、条件付きで廃棄可としたファイル数	49

- (3) 令和元年度実施の有識者による書類審査分
平成30年度末までに保存期間が満了した行政文書ファイルのうち、保存期間満了時の措置が「廃棄」となっている行政文書ファイル。

【廃棄対象行政文書ファイル数】

① 廃棄対象ファイル数	48,291
② ①のうち、有識者が廃棄相当としたファイル数	44,646
③ ①のうち、有識者が意見を付すなど保留したファイル数	0
④ ①のうち、有識者が今後現物確認を実施するファイル数	3,645

2 これまで行った手続

- (1) 県民からの意見聴取（県政パブリックコメント手続）
平成30年度末までに保存期間が満了した行政文書ファイルのうち、保存期間満了時の措置が「廃棄」となっている行政文書ファイルについて実施。

ア 意見聴取期間

令和元年9月12日（木）から10月11日（金）まで。

なお、各種委員会のシステム登録以外分については、10月18日（金）から

11月16日（土）に実施。

イ 意見聴取の方法

廃棄対象行政文書ファイルを県のホームページに掲載した。

ウ 県民から提出された意見 0件

※ 上記1の（1）、（2）に記載の平成29年度末までに保存期間が満了した行政文書については報告済みのため省略。

(2) 有識者による現物確認及び意見聴取

ア 意見の聴取先

九州大学 三輪教授（九州大学附属図書館付設記録資料館）グループ

イ 現物確認及び意見聴取（平成29年度末までの保存期間満了分）

① 令和元年8月10日（土）から8月13日（火）まで

② 令和元年11月3日（日）から11月4日（月）まで

③ 令和元年11月23日（土）から11月24日（日）まで

ウ 書類審査及び意見聴取（平成30年度末までの保存期間満了分）

令和元年8月30日（金）から11月29日（金）まで

エ 有識者から提出された意見

別添「有識者意見聴取結果表」及び「廃棄対象行政文書ファイル一覧」のとおり。

3 有識者意見聴取結果表・廃棄対象行政文書ファイル一覧について

(1) 有識者意見聴取結果表

1の(1)分：	442冊	資料1-2
1の(2)分：	2, 192冊	資料1-3
① 有識者が、廃棄相当と判断したもの		廃棄
② 有識者が現物確認し、重要な文書として意見を付したのもの		保留
③ 有識者が現物確認し、当該文書ファイルの成果物(印刷物等)が別途保管されていれば廃棄可能等との意見を付したのもの		条件付廃棄

(2) 廃棄対象行政文書ファイル一覧

1の(3)分：	48, 291冊	
知事部局（システム登録分）：	25, 652冊	資料1-4
知事部局（システム登録以外分）：	11, 231冊	資料1-5
各種委員会等（システム登録分）：	3, 963冊	資料1-6
各種委員会等（システム登録以外分）：	7, 445冊	資料1-7
① 有識者が、廃棄相当と判断したもの		廃棄相当
② 有識者が、今後現物確認を行うもの		※要現物確認